

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| 告示 | |
| 救急病院の認定(六八・医務薬事課)..... | 1 |
| 河川区域の変更による廃川敷地等(六九・七〇・河川課)..... | 1 |
| 公告 | |
| 土地改良区の役員の変更の届出(北秋田地域振興局農林部)..... | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)..... | 2 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六)..... | 2 |
| 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七)..... | 2 |

告 示

秋田県告示第六十八号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|----------|----------------------|------------|
| 羽後町立羽後病院 | 雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道四十四番地五 | 平成十九年一月十五日 |

秋田県告示第六十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 梵字川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

| 位置 | 種類 | 面積 |
|---------------------------|----|--------------|
| 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎百三十一番一 地先 | 土地 | 二八四・四一平方メートル |

四 その他
 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第七十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年一月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 二級河川 豊川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

| 位置 | 種類 | 面積 |
|---------------------------|----|-------------|
| 南秋田郡昭和町豊川槻木字畑妻四十八番一 地先 | 土地 | 六七・七三平方メートル |

四 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
 その他
 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならぬ。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員の下付があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 北秋田郡田代町早口字李岱頭二十五番地二
 花 田 準 治

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年一月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年一月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三二七
 三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、七一八

秋選管告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
 平成十六年一月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

| | |
|--------|--------|
| 秋田市 | 八四、四九六 |
| 能代市 | 一四、七六一 |
| 横手市 | 一〇、九二九 |
| 大館市 | 一八、一七六 |
| 本荘市 | 一一、一五〇 |
| 男鹿市 | 八、四一八 |
| 湯沢市 | 九、三九一 |
| 大曲市 | 一〇、六八三 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、六六九 |
| 北秋田郡 | 一八、〇七五 |
| 山本郡 | 一三、三八九 |
| 南秋田郡 | 一九、八八五 |
| 河辺郡 | 五、二一八 |
| 由利郡 | 二〇、九一一 |
| 仙北郡 | 三一、八三二 |
| 平鹿郡 | 一八、五五六 |
| 雄勝郡 | 一一、五七九 |

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(062)8766 FAX(063)0005
 E-mail:matsubara@matsumarinsatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄